

自社株の納税猶予制度の改正案 (事業承継税制の抜本的拡充)

概要

- 後継者が非上場会社の株式等を、先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、都道府県知事の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除される納税猶予制度があります。今までは、納税猶予制度の活用にあたり、要件が厳しく使いづらいという声が多くありました。
- 平成30年の税制改正大綱にて、円滑な事業承継を促進するために10年間の特例措置として、法施行日後5年以内に特例承継計画（※1裏面参照）を作成して認定を受け、贈与・相続による事業承継を行う場合、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行なわれる予定です。

ポイント

この資料は「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月14日公表）の内容を分かりやすくまとめたものです。法案成立前の内容であることにご留意ください。法案は、通常3月の国会で成立します。また成立後の情報も今後提供させていただきます。

税負担軽減	納税猶予株式の 53% → 全株 100% へ
猶予対象者	後継者 1名 のみ → 最大 3名 まで拡大
雇用要件	雇用の8割以上を5年間維持しない場合でも、 理由書の提出等 により要件緩和（※2裏面参照）
贈与者制限 (相続遺贈含む)	先代経営者以外の方からの株式も 、特例承継期間5年以内に贈与等の申告書提出期限が到来するものに限り 対象

※ 1 特例承継計画

認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたもの。

※ 2 理由書の提出等

雇用の8割以上を5年間維持できない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているもの）を都道府県に提出しなければならず、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、対象会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければなりません。

（弊法人は認定経営革新等支援機関の認定を受けておりますので対応可能です。）

現行制度（参考）

相続税の納税猶予制度	後継者が納付すべき相続税のうち、先代経営者から相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。 （注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。
贈与税の納税猶予制度	後継者が納付すべき贈与税のうち、先代経営者から贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。 （注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。
要件	申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。 （満たせなかった場合は全額納付） ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ②後継者が代表を継続 ③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可） ④同族で過半数の株式を保有 ⑤後継者が同族内で筆頭株主 ⑥対象株式を継続して保有 ⑦上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと等 ※ 5年経過後は、以下の要件を満たすことが必要。 ①対象株式を継続して保有（譲渡した場合は、譲渡した株式の割合分だけ納付） ②資産管理会社に該当しないこと（満たせなかった場合は、全額納付）

本資料は一般的な内容を分かりやすく解説したものです。実行にあたっては、御社の状況に応じて個別具体的に検討する必要がありますので、本資料の内容を最終の判断材料とはなさないでください。本資料をもとに意思決定され、直接又は間接に損害を蒙られたとしても、一切の責任は負いかねます。具体的にご検討される場合には、税理士など専門家にご相談の上、最終判断をしていただけますよう、お願い致します。

日本経営ウィル税理士法人（担当 金川）

TEL : 06-6868-1192

<https://nktax.or.jp>

税務顧問、会計顧問、税務申告業務（所得税・法人税・消費税・相続税）、相続対策・事業承継対策、医業会計、社会福祉法人会計、公益法人会計、組織再編税務・連結納税、国際税務、事業再生、M&A、IPO（株式公開）、信託など。